

改正

平成13年7月6日規則第60号

平成30年6月29日規則第31号

平成15年3月28日規則第23号

旭川市旅館業法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）及び旭川市旅館業法施行条例（平成12年旭川市条例第41号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条から第6条まで 削除

(営業の許可の申請)

第7条 条例第2条第1項の規則で定める申請書は、旅館業営業許可申請書（様式第1号）とする。

2 条例第2条第2項の規則で定める書類又は図面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類及び図面とする。

(1) 旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の許可の申請のとき。 次に掲げる書類及び図面

ア 法第3条第3項各号に定める施設の位置を明示した当該許可の申請に係る施設（以下この項において「施設」という。）の設置場所の周囲100メートル以内の見取図

イ 施設及び施設に附属する工作物の配置図

ウ 施設の構造設備を明らかにした各階平面図

エ 施設及び施設に附属する工作物の外壁及び屋根の形態、意匠等を明らかにした立面図

オ 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(2) 下宿営業の許可の申請のとき。 前号ア、イ、ウ及びオに定める書類及び図面

3 保健所長は、第1項の申請書の提出があった場合において、法第3条第1項の許可をしたときは、その旨を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(法人の合併又は分割の場合の地位の承継の承認の申請)

第8条 条例第3条の規則で定める申請書は、合併により営業者の地位を承継しようとするときは旅館業営業承継承認申請書（様式第2号）と、分割により営業者の地位を承継しようとするときは旅館業営業承継承認申請書（様式第2号の2）とする。

2 保健所長は、前項の申請書の提出があった場合において、法第3条の2第1項の承認をしたときは、その旨を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(相続の場合の地位の承継の承認の申請)

第9条 条例第4条の規則で定める申請書は、旅館業営業承継承認申請書(様式第3号)とする。

2 保健所長は、前項の申請書の提出があった場合において、法第3条の3第1項の承認をしたときは、その旨を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(申請書の記載事項の変更等の届出)

第10条 条例第5条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに電話番号
- (2) 施設の名称、所在地及び電話番号
- (3) 申請書の記載事項の変更にあつては、変更年月日及び変更事項
- (4) 営業の全部又は一部の停止にあつては、停止年月日、停止期間及び停止の理由
- (5) 営業の一部の停止にあつては、停止部分
- (6) 営業の全部又は一部の廃止にあつては、廃止年月日及び廃止の理由
- (7) 営業の一部の廃止にあつては、廃止部分

2 条例第5条第1項の届出書は、申請書の記載事項を変更したときは旅館業営業許可申請書・旅館業営業承継承認申請書記載事項変更届出書(様式第4号)と、営業の全部又は一部を停止したときは旅館業営業停止届出書(様式第5号)と、営業の全部又は一部を廃止したときは旅館業営業廃止届出書(様式第6号)とする。

3 条例第5条第2項の規則で定める書類又は図面は、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備を変更したときは第7条第2項第1号イ、ウ及びエに定める図面と、下宿営業の施設の構造設備を変更したときは同号イ及びウに定める図面とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月6日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第23号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市旅館業法施行細則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市旅館業法施行細則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号（第7条関係）

旅館業営業許可申請書

年 月 日

（宛先）旭川市保健所長

住所  
申請者  
氏名 ①  
（ 年 月 日生）  
電話番号  
（法人にあつては、事務所の所在  
地並びに名称及び代表者の氏名）

旅館業法第3条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地及び電話番号
- 3 営業の種別
- 4 施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨
- 5 施設の構造設備の概要
- 6 旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

様式第2号（第8条関係）

旅館業営業承継承認申請書

年 月 日

（宛先）旭川市保健所長

名 称

申請者 事務所の所在地

代表者の氏名 ㊟

電話番号

旅館業法第3条の2第1項の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 合併により消滅する法人の名称，事務所所在地及び代表者の氏名
- 2 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称，事務所所在地及び代表者の氏名
- 3 合併の予定年月日
- 4 施設の名称
- 5 施設の所在地及び電話番号
- 6 旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは，その内容

様式第2号の2（第8条関係）

旅館業営業承継承認申請書

年 月 日

（宛先）旭川市保健所長

名 称

申請者 事務所の所在地

代表者の氏名 ㊟

電話番号

旅館業法第3条の2第1項の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 分割前の法人の名称，事務所所在地及び代表者の氏名
- 2 分割により旅館業を承継する法人の名称，事務所所在地及び代表者の氏名
- 3 分割の予定年月日
- 4 施設の名称
- 5 施設の所在地及び電話番号
- 6 旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは，その内容

様式第3号（第9条関係）

旅館業営業承継承認申請書

年 月 日

（宛先）旭川市保健所長

住 所  
申請者  
氏 名 ㊟  
（ 年 月 日生）  
電話番号

旅館業法第3条の3第1項の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 被相続人との続柄
- 2 被相続人の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日
- 4 施設の名称
- 5 施設の所在地及び電話番号
- 6 旅館業法第3条第2項各号（第7号を除く。）のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

様式第4号（第10条関係）

旅館業営業許可申請書  
旅館業営業承継承認申請書 記載事項変更届出書

年 月 日

（宛先）旭川市保健所長

住 所  
届出者  
氏 名 ⑩

電話番号  
（法人にあっては、事務所の所在  
地並びに名称及び代表者の氏名）

旅館業営業許可申請書  
旅館業営業承継承認申請書の記載事項を変更したので、旅館業法施行規則第4条の規  
定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地及び電話番号
- 3 変更年月日
- 4 変更事項

（注）変更事項については、新旧の対照を明らかにしてください。



様式第5号（第10条関係）

旅館業営業停止届出書

年 月 日

（宛先）旭川市保健所長

住所  
届出者  
氏名 ④  
電話番号  
（法人にあつては、事務所の所在  
地並びに名称及び代表者の氏名）

旅館業の営業の全部を停止したので、旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地及び電話番号
- 3 停止年月日及び停止期間
- 4 一部の停止にあつては、停止部分
- 5 停止の理由

様式第6号（第10条関係）

旅館業営業廃止届出書

年 月 日

（宛先）旭川市保健所長

届出者 住 所  
氏 名 ㊟

電話番号  
（法人にあつては、事務所の所在  
地並びに名称及び代表者の氏名）

旅館業の営業の全部を廃止したので、旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地及び電話番号
- 3 廃止年月日
- 4 一部の廃止にあつては、廃止部分
- 5 廃止の理由